

事務連絡  
令和元年10月25日

各都道府県障害福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課  
障害福祉課  
精神・障害保健課

令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務  
手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧  
及び省略可能な書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）に関し、令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携と年金関係手続の情報連携について、それぞれ本格運用と試行運用の対象となる事務手続の一覧等が、内閣府大臣官房番号制度担当室より、別紙のとおり提供されましたので、送付いたします。各都道府県障害福祉担当課におかれては、内容をご了知いただくとともに、管内の市区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、本格運用開始期日は、令和元年10月30日とされていますので、併せてお知らせします。

先般、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）への情報照会の実施に活用いただくため、「特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について」（令和元年6月12日付け事務連絡）等において、下記1のとおり各障害福祉関係事務に係る情報照会マニュアルをお示ししているところですが、本格運用の開始に併せて再度ご確認いただき、適切な事務運用に努めていただきますようお願いいたします。

また、下記2の管理番号の事務については、情報連携可能な事務手続として別紙に記載されていますが、「障害児入所施設への入所措置費の徴収等の事務における地方税情報の情報連携の一時停止について」（令和元年9月10日付け事務連絡）等においてお示ししているとおり、情報連携の一時停止をお願いしているところですので、引き続き当該管理番号による情報連携は行わないようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、各都道府県障害福祉担当課あてに送付しておりますので、障害児福祉や精神保健福祉について担当が異なる場合には、当該担当課にも周知をいただきますようお願いいたします。

加えて、市区町村に対して周知いただく際にも、これらすべての関係課に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1. 各障害福祉関係事務に係る情報照会マニュアルについて

現在、デジタルPMO(※)において、以下のマニュアルを掲載しておりますので、ご確認のうえ、円滑な情報照会の実施に活用いただきますようお願いいたします。

#### ※ デジタルPMOとは

データ標準レイアウトや番号制度の運用に必要な各種資料の掲載等が行われる、各府省及び自治体の担当者が利用する番号制度に係るポータルサイト  
(<https://cas.digital-pmo.go.jp>)

- ・ 自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
- ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
- ・ 児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
- ・ 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
- ・ 特別障害者手当関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等

### 2. 情報連携を一時停止している管理番号

- ・ 管理番号 7-166：児童福祉法による障害児入所施設への入所措置費の徴収
- ・ 管理番号 12-7：身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収
- ・ 管理番号 14-55：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置費の徴収
- ・ 管理番号 34-7：知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収
- ・ 管理番号 7-87：高額障害児入所給付費の支給
- ・ 管理番号 8-67：高額障害児通所給付費の支給
- ・ 管理番号 84-114：自立支援医療費の支給認定
- ・ 管理番号 84-99：介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
- ・ 管理番号 84-117：介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定

### 3. 添付資料一覧

- ・ 令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について（令和元年10月24日付け府番第182号・総官参第61号）
- ・ （別紙1-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（令和元年10月30日時点）
- ・ （別紙1-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（令和元年10月30日時点）
- ・ （別紙2-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（令和元年10月30日時点）
- ・ （別紙2-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（令和元年10月30日時点）
- ・ 障害児入所施設への入所措置費の徴収等の事務における地方税情報の情報連携の一時停止について（令和元年9月10日付け事務連絡）
- ・ 高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務における介護保険関係情報の情報連携の一時停止について（令和元年10月18日付け事務連絡）
- ・ 自立支援医療費の支給認定の事務における自立支援医療支給情報の情報連携の一時停止について（令和元年10月18日付け事務連絡）
- ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給の申請に係る事実についての審査並びに支給決定の変更に関する事務における介護給付関係情報の情報連携の一時停止について（令和元年10月18日付け事務連絡）